大規模小売店舗立地法(以下「法」という。)第6条第1項の規定により、大規模 小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法 第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その 届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境 の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、 この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

令和元年6月14日

京都市長 門 川 大 作

1 届出者の氏名及び住所三井住友信託銀行株式会社代表取締役 橋本 勝東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 イオンモール京都桂川 京都市南区久世高田町376番1ほか

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗におい	川辺株式会社	株式会社ワコール
て小売業を行う者の氏	代表取締役 吉田 久和	代表取締役 安原 弘展
名又は名称及び住所並	東京都新宿区四谷4-16	京都市南区吉祥院中島町2
びに法人にあっては代	-13	9番地
表者の氏名	ほか11件	ほか14件

(3)変更年月日 平成31年4月30日

3 届出年月日 令和元年6月3日

4 縦覧場所,期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2)期間

令和元年6月14日(金)から同年10月15日(火)まで(京都市の休日を 定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで 午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

令和元年10月15日(火)

(産業観光局商工部商業振興課)